

## 公 告

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 24 条又は第 26 条に違反して許可なく河川区域内に放置している船舶（以下、対象物という）の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので同法第 75 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

令和 2 年 2 月 3 日

大分県知事 広瀬 勝貞



- 1 次の表に掲げる対象物の所有者又は賃貸借その他により当該船舶を使用する権利を取得した者は、令和 2 年 3 月 3 日までに当該対象物を二級河川山城川の河川区域内から撤去すること。

図面番号	対 象 物	船舶番号	所 在 地
1	船舶	不明	宇佐市大字乙女新田（山城川河口右岸）

- 2 1 の対象物が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である大分県知事がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第 75 条第 9 項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

- 3 対象物の所在地を表示する図面



(位置図)

